

第27-(3)号様式

特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書

整理番号 []

納税地 (電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

自 平成 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 平成 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

中間申告 自 平成 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日
の場合の
対象期間 至 平成 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

Table with columns for tax types (課税標準額, 控除税額) and amounts in ten thousand yen (十兆千百十億千百十万千百十一円).

Table with columns for percentages (3%, 4%, 6.3%) and tax types (課税資産の譲渡等の対価の額, 特定課税仕入れに係る支払対価の額, 合計).

◎ この別表は、当課税期間について、次のイからハの全てに該当する場合に提出が必要です。

- イ 一般課税により申告する(簡易課税制度の適用を受けない)。
ロ 課税売上割合が95%未満である。
ハ 特定課税仕入れがある。

当課税期間について、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は、特定課税仕入れを行ったとしても、その特定課税仕入れはなかったものとされます。

(イ) 一般課税により申告する課税期間であって、その課税売上割合が95%以上である課税期間

(ロ) 簡易課税制度の適用を受ける課税期間

したがって、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間の確定申告では、その特定課税仕入れは課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれませんので、原則、この別表の提出は必要ありません。

ただし、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間であっても、前課税期間以前の課税期間において、特定課税仕入れに係る課税標準について申告を行った事業者で、当課税期間に、その特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたときは、この別表の提出が必要です。

別表 平成二十七年十月一日以後終了課税期間分

OCR入力用この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

第27-(3)号様式

特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書

整理番号 []

納税地 (電話番号 -)
(フリガナ) 名称 又は屋号
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名

自 平成 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 平成 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

中間申告 自 平成 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日
の場合の
対象期間 至 平成 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

別表 平成二十七年十月一日以後終了課税期間分

Table with columns for tax types (課税標準額, 控除税額) and amounts in Japanese Yen (十兆千百十億千百十万千百十円).

Table with columns for percentages (3%分, 4%分, 6.3%分) and tax amounts (課税資産の譲渡等の対価の額, 特定課税仕入れに係る支払対価の額, 合計).

◎ この別表は、当課税期間について、次のイからハの全てに該当する場合に提出が必要です。
イ 一般課税により申告する（簡易課税制度の適用を受けない。）。
ロ 課税売上割合が95%未満である。
ハ 特定課税仕入れがある。
当課税期間について、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は、特定課税仕入れを行ったとしても、その特定課税仕入れはなかったものとされます。
(イ) 一般課税により申告する課税期間であって、その課税売上割合が95%以上である課税期間
(ロ) 簡易課税制度の適用を受ける課税期間
したがって、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間の確定申告では、その特定課税仕入れは課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれませんので、原則、この別表の提出は必要ありません。
ただし、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間であっても、前課税期間以前の課税期間において、特定課税仕入れに係る課税標準額について申告を行った事業者で、当課税期間に、その特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたときは、この別表の提出が必要です。